

# 「鹿鹿火」考

——人名にみるかび、をめぐって——

## 犬飼公之

### 一

たとえば、次の万葉歌

あしひきの山田守る翁がおく蚊火の下こがれのみわが恋ひ居らく  
ここにみえるかびや、

(巻二一・二六四九)

朝霞鹿火屋が下に鳴く河蝦声だに聞かばわれ恋ひめやも

(巻一〇・二二六五)

とみえるかびや、この『万葉集』の屈指の難語かびとかびやを鹿火(鹿をおどすための火とそれをおく庵)と説く人

(巻二六・三八一八)

びとの傍証の一つとされている『雄略紀』の人名「小鹿火宿禰」のように、かびとすることは含む人名に「物部大連鹿鹿火」がある。この古代の文献にいくたびとなく登場し活躍する鹿鹿火の名義を考えてみようとするのは、古代の一人物の命名の秘密をときほぐしてみたいというのみではない。かび、ということばをめぐって、先にふれた「小鹿火宿禰」の命名にも近づき、その結果、万葉語かびとかびやを解きあかすための道しるべにしたいためでもある。

『継体紀』に、

天皇、大伴大連金村、物部大連鹿火、許勢大臣男人等に詔して曰はく。筑紫の磐井反き、西戎の地を掩ひ有つ。

今誰か將たる可き者ぞ。大伴大連等僉曰さく。正直仁勇、兵事に通へるは、今鹿鹿火の右に出づるもの無し。天

皇曰はく。可し。秋八月辛卯朔。詔して曰はく。咨大連、惟れ茲の磐井率はず。汝徂きて征て。

とある物部麿鹿火——あらかび、あるいは、あらかひと訓んでいる。——がそれ、仁賢天皇から宣化天皇に至る五代に歴仕した大連である。

ところで、古代における人名は、折口信夫博士によつて説かれ、高崎正秀先生によつて透徹されたように、「上代において、地名はおよそ地靈に対する讚美の辞に発源してゐたといふこと、人名もまた必ずその身体上の特徴とか、或いは極めて単純な幼少時の動作とか、または社会上の一成員としての職掌名とか、その人格の稱へ名と一つになつてゐるらしいといふこと、謂はゞ古代の人名、地名は、常に一の解説を必要とする内容が予期せられてゐたものであり、それは一の「物語」を内含し、時には幾篇の美しい歌謡を以て飾らるべきですらあつたといふこと、要するにそれは当に一の「文学」でもあつた」（『文学以前』参照）という前提に立つて、この麿鹿火命名の意味を説きほぐすならば——それは、この場合にも古典への有効な手段であることを私は疑わない。なぜなら、『継体記』以前はいうまでもなく、これより後の『欽明紀』をひもといつても豊御食炊屋姫尊（『古事記』では、豊御食炊屋比売）の名がみえており、それはいかにも古代の命名の原則になつてゐるからである。——これがけつして鹿を逐う火の意でないのは『古事記』の記載と比較してみると明らかになる。『古事記』には、

此の御世に、竺紫君石井、天皇之命に従はずして、礼無きこと多かりき。故、物部荒甲之連 大伴之金村二人を遣はして、石井を殺らしめたまひき。（下巻）

とあつて、物部大連麿鹿火を荒甲之大連と記してゐる。もし鹿をおうための火の意味を含む表記が鹿火であるならば、これが「甲」字であらわされてゐるのはいかにもつかわしくない。本居宣長は『古事記伝』で「荒甲之大連書紀には、麿鹿火とあり。此記も、甲下に斐字ありしが脱たるなるべし。」と述べてゐる。なるほど『万葉集』では「甲」字を下略してかの仮名にあてられてゐるから、そのように考えられないこともないし、甲斐とすれば、この人名の『日本紀』と『古事記』の表記の間によこたわる違和感をある程度埋めることができるのであるが、よほど確かな証拠がないかぎり誤字脱字を認めるのはばかられるところ、説明がつくならば、表記どおり荒甲とみるべきであらう。このように考えて、諸説を参看すると、谷川士清の編纂になつた『倭訓栞』に注目すべき説が記されている。

かひ 日本紀に牙字をよめり、芽に同じ、甲の音転もあり、日本紀の麋鹿火を古事記に荒甲に作れり、字書にも甲は草木初生の莖子也とみえたり、又ひを濁りてもいへり、古事記に阿斯詞備と見ゆ、顛字をよむ義同じ

この『倭訓栞』の記載のようにかひに「甲」の音転があつたかどうか、宣長も「甲を加布と訓て、比と布と通へるか。上なる三尾、君加多夫を、書紀には毳毳と見、又伊豆国那賀郡石火郷。神名式には伊志夫神社とあり。又万葉廿に、葦火を安之布とよめるなど、比と布と通はし云る例なり。然れば此人の名も、あらかひとも、あらかぶとも云るかとも思へど、此記の例を思ふに、加布に甲字は書べくもあらず。」と述べているように、「甲」の音転がかひとなつたとは、必ずしも断定できないのだが、『古事記』の「甲」の表記に、草木初生の莖子也とみたのは、すぐれた見解といつて良いであろう。わたしが、ここで述べるのも『倭訓栞』のこの見解にしたがつて追試し考えるものである。

さて、『倭訓栞』が言う「字書」が何をさしたか、実は詳らかでないのだが、「甲」字は原始形においては、種子あり、果物などの皮の坼裂の象形（加藤常賢博士の『漢字ノ起原』に詳しい。）であつて、『説文』は、

東方之孟 陽気萌動 从木載孚甲之象 一曰人頭宜為甲 甲象人頭凡甲之属皆从甲

と説明している。『説文』以降の文献もこれにしたがつて、「甲」を孚、甲と説いている。だから「甲」が芽皮・果皮であらわしていたことは誤りない。とすると、『倭訓栞』が「甲」を字書に莖子とみえたところとはやや相違があるのだが、時代が下つて、韓維の「答崔象之見謝之作詩」には「即看春風撼芽甲」とみえて、芽甲を『倭訓栞』にいう草木初生の莖子と解することもでき、芽のさやをあらわしたものが転じて芽そのものをあらわすとして理會され、それがわが古代人に認められたとみることも、あながち理にあわぬ推測とみなすことはできないであろう。だから、芽の漢字表記の一つに「甲」字があつたと考えることができるにちがいない。

一方、ことばの上からみると、芽がかびとよばれていたことは周知のことである。『古事記』の「天地のはじめ」の条に、

次に国稚く浮きし脂の如くして、久羅下那洲多陀用幣流時、葦芽の如く萌え騰る物に因り、成れる神の名は、宇摩志阿斯詞備比古遲神。

とあり、これに对照できる『日本紀』の巻頭は、

(上卷)

古天地未だ割れず、陰陽分れざる時、渾沌たること鶏の子の如く、溟滓りて牙キザンを含めり。

(卷一)

とある。『日本紀』にみえるきざしは、『夫木抄』に「あかねさす朝日に消ゆる雪間よりきざしやすらむ野辺の若草」と詠まれるように、芽生をあらわすことば、その表記「牙」は「芽」字の音をあらわしており、「芽」字は牙のよう、に芽ぶく新芽を意味し、萌芽を萌芽に借用するのが稀でないように、「芽」と「牙」は通じて用いられるのである。だから芽・牙はやまとことばで、かび・きざしであることになる。また、宇摩志阿斯訶備比古遲神は、『日本紀』に可美葦牙彦舅尊(可美は、于麻時、彦舅は比古遲の訓註がある。)とあって、これを参看すると阿斯訶備は葦牙、つまり、葦の芽のこと、葦の萌芽を意味しているのである。それは『古事記伝』が、葦牙は阿斯訶備と訓べし、葦のかつかつ生初たるを云名なり、牙字は芽と通へり、と説いているとうりである。かびは正しく芽をあらわすことばであった。「甲」字が芽甲をあらわす文字でありながら、転じては芽そのものをあらわし得たであろうということ、かびとすることは正しく芽をあらわすことばであることに加えて、かび(訶備)のびは乙類の仮名に属しているもので、それがたとえば、神名備山(神奈備山・甘南備山)が神名火山と表記され、あるいは、柔備爾之ニキヒニシが丹杵火爾之ニキヒニシとあらわされるように、「火」と同じ発音によっていたのであるから、つまり、芽をあらわすことば、かびが訶備と表記されても、鹿火と表記されても音韻法則に抵触しないことを示しているのである。以上の点を総合して考え、また、「鹿」字も「火」字も仮名として使用されることが少なくないことを考えて、『継体紀』の人名・鹿鹿火、『古事記』に記された同一人物・荒甲をみると、そのかびは芽の意であったとみることができ、『倭訓栞』の指摘は正しかったとわたしは考えるのである。したがって、この人名の鹿火・甲の訓みかたについては先に述べたようにかひと訓まれていたのであるが、訶備との比較からすれば、かびとひを濁って訓むのを正しいとすべきであろう。

そこで鹿鹿火(荒甲)の名義を考えてみると、「鹿」は「柔」に対する語——その例は『神代紀』に、毛鹿ケノアラモ・毛柔ケノニモと対置するのを初めとして、古代の文献に散見している。——荒・粗・齋・頤・現などが、類似する使用法をみせる文字であって、鹿妙・鹿玉の語や、あらひみ・あらばこ・あらひとがみ・あらしをなどの語感から窺うことができるように、古代にあつてはかならずといえるほど神聖感をたたえる接頭語であり、かびは既述のとうり芽のことであるから、鹿鹿火(荒甲)という命名は、立派な新芽の謂であつて、ちょうど、葦の芽の萌え騰る生長力の神格化されたものが

可美葦牙彦舅尊（宇摩志阿斯訶備比古遲神）と称えられたのと類似した命名であったということが出来る。

## 二

古代の人名の命名の原則に立って、鹿鹿火（荒甲）の名義を考えた結果、鹿鹿火のかびが鹿をおどすための火とはおよそかわりのない芽をあらわすことばであったこと、したがって「鹿」も「火」も借字にすぎぬことを自ら確かめることができたが、もうひとたび考えをめぐらしておきたいのはこのかび、ということばである。それは、かびが芽をあらわすことばというだけに限定できぬやや広義をもつとみられるからである。そこでまず、鹿鹿火（荒甲）の名義を考えるなかでふれてきた「甲」字を触媒としてかびの意味を確かめてみよう。

もともと「甲」字は、鞆皮を頭にかぶって地上にぬきでた形であるが、わが国ではこれを芽の意味として扱っていらしい一方で、支那の用法からは誤って使われているのであるが、「甲」字をかぶると訓む例が『日本紀』に既に見えているのはなほだ暗示に富んでいる。たとえば、『雄略紀』の「天皇大いに驚きたまひ、即ち兄等を猜ひたまひて、甲を被り刀を帯きて、兵を率ひて自将となり、八釣白彦皇子を逼問ふ。」とあるなどがそれである。支那における甲が鎧の意であるにもかかわらず、これをかぶとの意にとらえたのには、単に誤って用いたというにとどまらぬ理由があつたのであつて、その一つは「甲」を芽にかざらず頭部をさす語をあらわすのに用いる文字としてとらえたからではなかつたらうか。支那でも「甲」字を爪甲・指甲と使うのであるが、『武烈紀』に人の指甲をぬきて」とみえ、指甲をなまつめと訓んでいる。つめは、指・趾の先端部を意味することばであつて、広くは『万葉集』の「うまつめ、いつくすきはみ」（巻一八・四二二）や「馬のつめ、筑紫のさきに」（巻二〇・四三七二）とある枕詞からすれば、行きつきるさきを意味しているのである。「甲」字の使用は、もともとは芽甲のように、指趾のさきのさやとしての爪甲であつたらうが、我古代の人には指趾のさきというほどの理會であつたらうということが、つめということばの上からは言われよう。つめ、あるいはつまといったことばには、さやの意は濃厚に結びついてはいないからである。「甲」字がさきをあらわす文字とみられたこと、さらに直接には既掲の『説文』の「甲」字の解に、これを人頭と対照したこと、また「甲」をされこうべとみた支那の使用法が強く影響しあつて、甲をかぶるとに誤用したとわた

しは考えるのである。だから、ここで注意しておきたいのは、「甲」字に対してわが古代人は、支那式の用法にもちろんひきずられていたのだが、そこに一つの独自性をもみせた、つまり、それが広く先端部をあらわすと考えたことである。

かぶとは頭にかぶる武具を言うのであって、一つのかぶりものである。『大言海』は、これを「頭蓋(カブフタ)ノ約転。」といい、松岡静雄氏は、これを、『倭名抄』に「首、首、鎧也、賀布度」とあるのはかぶ(頭)と(物)の謂(『日本古語大辞典』)であると述べている。かぶ、とのとが物であるか、蓋ノ約転であるか否かはさておき、かぶが頭であることは疑いない。かぶについて考えるために「頭」字をみると、『神代記』(『神武紀』)に「頭椎(頭槌)を」此云「箇輔豆智」と訓註しており、『古事記』の歌謡にも「加夫都久(頭衝)真火には当てず」とみえているから、これをかぶとよんだことが確認できる。頭はかぶと称されたのではあるが、『古事記』の歌謡には「久夫都都伊 石椎いもち 撃ちてしまむ」「久夫都都伊 石椎いもち 撃ちてしまむ」ともあり、『日本紀』の歌謡に「勾夫菟智能 痛手負はずは」「勾夫都都伊 石椎いもち 撃ちてしまむ」ともあるから、頭がくぶと称された可能性もある。さらにまた、『景行紀』に「採海石榴作椎為兵」とあるのを頭椎劔と対照すると、ある時代にくぶというのかぶと類似してとらえられた可能性もあろう(註1)。もつとも、くぶやこぶがかぶの転音であったかどうかは、いまは論の外にあるから、ひとまずかぶに限って考えると、これが頭であること、これもまた先端の意識がまどついていたことは「頭」字が古代の文献でしばしばつめと訓まれていることから窺うことができる。このかぶが、かぶと(甲)√、かぶり(菟)√、かぶる(龜)√、かぶく(頭)√、かぶつく(頭衝)√、かぶる(被)√、かむろ(冠)√などの語彙の語根であることは言うまでもなく、「頭」字は「甲」字とともにつめをはじめ、先端部をあらわすことばに使用されていたことができる。だからまた、つめ、かぶ、かぶとともにかび(牙)も先端とちなみ深いことばであったということができるのである(註2)。そうした先端にちなみあることばのうちで、かぶを語根とする語彙のなにかぶしのあることは、ここで是非とも考えなければならぬ問題を含んでいる。

『神代紀』の勝速日天忍穗耳尊が天浮橋に立って此国を御覧になって詔り下されたことば、「彼の地は未平、不須也頗傾也凶目杵之国か」とみえる頗傾也は、その訓註に「此云「歌矛志」」とあって、『古事記』の歌謡に「山処の一

本薄 宇那加夫斯 汝が泣かさまく」とみえるうなかぶしと同類語、「頰」字は頭がかたよる意、「傾」字もかたむく——項は首がかたむくこと——意であるから、この表記は傾頭、垂頭をあらわしており、かぶしはうなだれる意(項垂)をあらわしているのである。これが、延長しては、たとえば『常陸国風土記』に「浜を傾して歛咲ぎけり」(行方郡の条)などのように、かたむけるだけの意としても使われているが、本来は前者の意であり、頭の動詞化された語であり、あきらかに先端部とちなみ深い言葉であることは誤りないのである。このかぶすが『天智紀』の三年十二月の条に、

粟太郡の人磐城村主殿が新婦の床席の頭端に、一宿の間に、稻生ひて穂いでたり、其の旦に垂顛して熟めり。

とあって、垂顛とあらわされている。この表記は支那に先例があるが、これは顛が稲の頭部である故になされた表記とみられる。つまり、顛もまた先端部に属するものの一つであったことを窺わせてもいるわけである。この表記は『神代紀』の天熊大人が保食神の屍になれる牛馬、蚕、五穀を天照大神に奉進する条に、

時に天照大神喜びて曰はく。是の物は則ち顛見蒼生の食ひて活くべきものなりとのたまひて、乃ち粟、稗、麦、豆を以て陸田種子と為し、稻を以て水田種子と為す。又因りて天邑君を定む。即ち其の稻種を以て始めて天の狭田及び長田に殖う。其の秋の垂穂、八握に莫莫然甚だ快し。又口の裏に蚕を含み、便ち絲を抽くことを得たり。此より始めて養蚕の道あり。

とみえる垂穂が垂顛と同じことを意味しているのは、何ら説明を必要としないであろう。だから、この対照からすれば、かぶしの表記垂顛は、稲の頭部にあたる穂・顛が頸垂れる意味でなされたものであり、顛傾と矛盾するものではないといえるのである。穂と顛が対照されることからみると、顛は、ちょうど『古事記』の歌謡に「ほつ枝は鳥居枯らし」とみえる上つ枝カミのほノ、それは『万葉集』では最末枝と表記された例もみられるように、あるいは、石穂、浪穂、火穂ヒなどのほ、たとえば『日本紀』に「其の秀起つる浪穂の上に入尋殿を起てて」(卷二)とあるところから窺われるようなほ、つまり、頭部をあらわすことばがほ、その表記の文字の一つが「穂」であって、それがまた「顛」と同じようにとらえられていたことを窺わせているのである。たしかに「顛」字は、毛顛といえは筆のほをさすように先端の意、もともと穂先の細く小さい意、『説文』には「禾末也 从禾頃声 詩曰 禾穎稔稔」とあるのだけ

ら、「頭」「甲」「穂」などととも先端にちなみ深い字であり、かぶにかかりあるものであった。ここで注意してみておきたいことは、われわれが単に常識的に「穎」を先端とかかわり深いと感じているのではなく、古代の文献の表記からも、またことばの上からもそれを認めることができるのである。

さて、芽をあらわすかびが「甲」字で表記され、「甲」字は先端部とかかわり深いことばに使用されることを思えば、かびにも先端の意識がまよっていていること、同じく先端をあらわすかぶとそれを語根とする語彙の中に、穂と同一視できる穎があり、これも事実、穂とともに先端をあらわすことばに表記されていることを考えたときに、芽をあらわすかびと穎のあいだに底流する一つの意識を感じることができ、支那にあつては「穎」が禾末をあらわすのみならず、蘇軾の「雲竜山觀燒得<sub>レ</sub>字雲<sub>二</sub>詩<sub>一</sub>」に、

細雨<sub>一</sub> 癸<sub>二</sub>春<sub>一</sub> 穎<sub>一</sub>

嚴霜<sub>一</sub> 倒<sub>二</sub>秋<sub>一</sub> 黃<sub>一</sub>

と詠まれるように、芽をも意味していたことはただにみすごすわけにいかぬことといわなければならぬ。ところが、穎と芽が同じようにあつかわれるのは支那にかぎるものではなかつたとみえる。わが古代にあつても『倭名抄』に「唐韻云 穎(訓・加尾)穂也」とみえているから、穎も芽もともにかびとよばれていたことは誤りないわけである(註4)。だから、かびという語は、文献によって確認できる範囲では、植物の頭、芽、および穎をさしたことであつたとみることができであろう。逆に言えば、かぶにあたることを示すことばの一つにかびがあつて、それが芽でもあれば穎でもあつたとも言い得るわけである。とすれば、かび、ということばの成立には、かぶ、とかかわりが濃厚であり、芽、および穎、がもともと同語に発源してたとみること十分可能性のあることであつて、先にあげた『倭訓栞』や、あるいは『俚言集覽』やその他諸説に、葦、牙、かび、と穎、とを同語とみなすものが少なくないのは当然のことと思われるのである。この結果を一例にあてはめて考えると、『万葉集』の石川女郎と大伴田主との<sub>ケラムレ</sub>誦戯の問答歌、

同石川女郎更贈<sub>二</sub>大伴田主中郎<sub>一</sub>歌一首

吾聞之 耳爾好似 葦若末乃 足痛吾勢 勤多扶倍思

吾聞きし耳によく似る葦のうれの足痛くわが背勤のたぶべし

(卷二・二二八)



これを、

吾聞之 耳爾好似 葦若未乃 足痛吾勢 勤多扶倍思

吾聞きし耳によく似ば葦若未の足痛わが背つとめたぶべし

とよんでいた真淵が『冠辞考』で、

万葉卷二に(歌略)この葦若未をあし加比と訓は、神代紀に、天地之中生一物一、状如葦若未(フシガヒ)にてふに依ぬ。さて葦

牙は、葦の若芽にて、そは即葦が苗なれば、葦牙の苗子てふ意にて、人の蹇に転じいひかけたる歟、又は葦若未は阿志奈倍と訓て、葦のわかき葉すゑの靡志なへるを、蹇にいひかけしにもや侍らん。

と述べているのは——もつとも、「葦若未乃」は、天治本によって「葦若未乃」と訂正されてあし、のうれ、の訓むのが今は通例であるし、それが真淵翁の説くとうりに「足痛」にいいかけたかどうかはにわかには断定するわけにいかないが、あしのうれと訓んでも、あしかびと訓んでも、その表記「末」が『万葉集』で山の末とあてられ、最末枝とあてられるように、端であり先でありすゑであることに相違なく、いずれも伸びた茎の先であることになる。つまり、葦の芽であっても、伸びてた茎の先であっても、さらには垂れた穂であっても、つねにかぶであり、うれであるように、ある時代の人びとはこれを一つの意識でとらえ、そのかぶ・うれをあらわすことばのなかでかびは芽および穎をさしていたと考えれば良いであろう。

なお穎は、先に述べたように穂と対照できるのであるが、穂が上つ枝のほであるとともに、『古事記』の歌謡に「千葉の 葛野を見れば 百千足る 家庭も見ゆ 国のほもみゆ」とうたわれるように、また『万葉集』に「新室のこどきに至ればはたすき穂に出し君が見えぬこのごろ」(巻一四・三五〇六)とみえるほのように、他にぬきんでて表面にあらわれる意をあらわし、先述した『日本紀』の「其の秀起つる浪穂」といふ言ひから窺われるように「秀」字があてられてしかるべき意味をあらわしている。そうしたさきには、つねに神聖感がまといつてくる。たとえば、葦の芽の生長力が可美葦牙彦舅尊(宇摩志阿斯訶備比古遲神)という神名に昇華すること、葦牙に対照できる『日本紀』の牙は、萌芽の意味とともに兆しとみなされ、時代は下るが『徒然草』にも「傷害の恐れおはしますまじき御身にて、仮にもかく思しよりて尋ね給ふ、これ既に、その危みの兆なり」(一四六段)とみえるように神秘的な前兆の意をあらわ

していること、『古事記』『日本紀』の須佐之男命（素戔嗚尊）の物語に知られるように、髪や手足の爪をぬくことによつて罪をあがなうこと、髪や爪には、それぞれ別の信仰がからんでいられるかもしれないが、一つには先述のようにつめ——頭・端——の意で、人頭、指頭、趾端にあつて自らにのび、死してなおしばらくはのびつづけるところに古代人は神秘力・生命力を感じていたことなどに窺われるように、先端部に異常なちからを認めた古代人の意識は、ここにも影をおとしているとみれば、穂もまた神秘的な部分であり、いわゆる神意発源のほであつたとみることが出来る。それは、また秀穂を穎とよぶとみられた穎にも認めて良いであろう。事実、「穎」字は『仁賢紀』や『欽明紀』などにすぐると訓まれ、『懷風藻』にも釈智蔵をほめて「学業穎秀」と、石上乙磨をほめて「人材穎秀」としるされており、まさにこの意味からも「秀・穂」ほと対照できるのである。このように穎がほめことばとして表記されていることからみれば、それが人名に投影しても不思議はなく、事実『日本紀』には豊穎——立派な穎の意——という人名がみえる。とすると既述の鹿鹿火（荒甲）の名義においても、「甲」字が芽皮をあらわしながら芽そのものと理會されたらしいのと同様の意識の経過をたどるならば、果皮をあらわしながら穎果そのものをさすと理會されたと推測して、また、『倭名抄』が倉粟を甲倉——古皮久良——と表記しているそれが穎倉の意であつたとすれば、この人名も一面立派な穎の意味があつたかもしれない。とすれば、それは『万葉集』にその名をとどめる味稻、稻足、稻麿、稻布のような、あるいは『日本紀』にみえる豊穂のような、『播磨国風土記』にみえる神名、大稻男や豊稻女のような、さらに古代の文献に散見する神名・人名の多くが稲や穂にかかりあるような、一類のそれら命名のうちに属する可能性が全くないわけではない。もちろん鹿鹿火（荒甲）を鹿穎とみるのは推定の域をでるものではないが——。

### 三

さて「物部大連鹿鹿火」（物部荒甲之大連）の命名をさぐるために、かび、ということばを考えてきたが、この命名はさらに、玉作部の遠祖が豊玉者と称えられたように職掌とのかかわりとか、その他いろいろな方面から探られねばならぬと思う。ただかび（鹿火）<sup>トヨクマノカミ</sup>ということばが、字面とはかかわりない芽あるいは穎であつたことからすると、『雄略紀』の人名・「小鹿火宿禰」をその字面を唯一の証拠として鹿をおどす火であることは必ずしも認めがたくな

る。賀茂真淵は『冠辞考』で先に掲げてのべた『万葉集』の屈指の難語かびとかびやを説いて、ただしその多くは『古来風体抄』の鹿や蚊をおどす火とそれをおく庵という説をうけているのだが、加えて、

然はあれど右のごと鹿おどす料の火をおくからは、それ即かやりともなるべきを、此よみ人は一かたにつきて蚊火と書しにや、猶雄略記に小鹿火と書たる人の名も侍れば、前のかたによるべく覚ゆ。

と記している。真淵の説はもちろんこれだけではないが(註5)、それらを総合してみると、およそ三つの角度からこれを論じているといえるのである。一は『万葉集』の時代の農民がしていたであろうと思われる収穫ころの作業から、二は『万葉集』のかびやの表記の一つ「鹿火屋」の字面から、三は『雄略紀』の小鹿火宿禰の表記からである。この説は現在なおかびとかびやの最も有力な説であるが、小鹿火宿禰を証拠とすることについては、龜鹿火(荒甲)の鹿火が鹿をおどす火でないことからみて、小鹿火宿禰が萌え騰った小さな芽の意で命名された可能性も十分あり、単に字面の上から一致するというのみでかびやの証拠とすることは正しくない。さらに加えて言えば、真淵が説くように、『万葉集』の時代の農民が農作物をあらわす鹿の害にわずらわされていたことは、『豊後国風土記』の田主の話(註6)や『万葉集』の鹿猪田(註7)や、みもりの歌などからも十分知られるが、火をたいて鹿をおどしたとみることにについては文献の上で証拠がなく推定の域をでないこと、また『万葉集』には確にかびやを「鹿火屋」と表記した例はあるのだが、それは一例であって他の表記——蚊火・香火屋——と一致していないことなど問題は少なくない。しかも古代の文献のうちからは、鹿をおどす火をかびとよんだ例が全くなく、この現在最も有力な説に疑問は少なくないのである。そこで以上述べてきた物部大連龜鹿火(荒甲)の命名を明らかにする中で考えたかび、つまり、芽と穎がこのようによばれていたことは、はなはだ興味をそそるものである。おそらく『万葉集』の難語かびとかびやは、かびが芽・穎であったという点をふまえた試みの上から核心にせまり得るであろうというふうにわたしは考えているのである。なお、わたしはかびを穎、かびやを穎屋とみなしているが、それについては別稿に譲りたいと思う。

註1

高崎正秀先生は「加夫呂伎熊野大神とすさの尊を敬称する加夫呂伎を見ると、カム、カブは、神でなく、頭領を指す頭株のカブ、首、頭のクビ、カウベ、瘡、蕪なども同語根かもしれぬといふ疑問も起つて来る。」(『古典と民俗学』)と述べられ、かぶ、くび、かうべ、こぶや、かぶらなどが同語根になる可能性を説いていられる。『時代別国語大辞典』も「カブは株・頸・瘡・蕪などの語と語根を等しくするものとみら

れる。」と記し、他の諸説を参看しても、語彙範圍の広狭はあるが、おおよそこうした主張をみる事ができる。

註2 山中襄太氏は、『地名語源辞典』の「かぶ」と「の」の条で、「ラテン語で頭を Caput, Capite などといひ、英語 Cap (頭にかぶるもの)、Captain (頭首、頭目、頭取、首長) などの語と関係がある。カプトは頭にかぶるものであるが、頭を意味する Caput とにた点がある。甲の字音 Kap とにもた点がある。」とのべていられる。この音の問題からも、「甲」「頭」のかかわりは考えられてよいかと思われる。

註3 火焰をほのほというのも火の氣といったことばと対照すれば、のを連体修飾語をつくる助詞とみて、火の尖端・頭部の意とみることもできる。『万葉集』に火穂と表記され、『宣化紀』に火穂王の表記などあるのは、その傍証とすることができるであろう。

註4 頰にはかひと称したことも『名義抄』に知られており、ひ・びの清濁の流動をみる事ができる。これは頰が、先端部とかかわり深い、かひの発音の上に、他の意識が重複してかひとも称されたのか、かひと発音されるべきであったところに、先端部としてとらえる意識がまといいついてかひと称されたのか、あるいは単に転訛にすぎないのか、にわかには断定できないのであるが、既述のように芽のかびと頰が同語に発源していたとみるならば、頰をかびと称したのは、おそらく『古事記』『日本紀』『万葉集』に語り、うたわれ、表記された時代からの古くからのことであつたと考えることができる。

註5 真淵は『冠辞考』の他の部分で「鹿火屋は二つの意得あり、一つには深き山里にては、猪鹿を追べき飯庵に賤が入居て、引板をならしこゑをもたて、且夜もすがらほたを焼、草などをくゆらするに、人ある事を知てけものゝ田によりこぬ也、また引板は水にあやつり、火をもいたづらにくゆらせおきて、人ありげに見する田どころもあり、かくてとかくに火をおくれば、鹿火屋と書を正しとすべし。」と述べている。

註6 『豊後国風土記』に、「此の田の苗子を、鹿、恆に喫ひき。田主、柵を造りて伺ひ待つに、鹿到來たりて、己が頰を挙げて、柵の間に容れて、即ち苗子を喫ふ。田主、捕獲りて、其の頰を斬らむとしさ。(玉埴郡の条)とある。

註7 『万葉集』に「霊合へばあひぬるものを小山田の鹿猪田禁る如母し守らずも 一云、母が守らしし」(巻二二三〇〇)などみえ、単に田のみ守りをうたつた歌は少なくない。

なお、この小論は、師高崎正秀先生に提出したものの一部で、昭和四十四年春の上代文学会で発表した「かびとかびや」の序の一部です。発表にあたって鴻巣隼雄先生、中西進先生からも貴重なお教えをいただきました。あつくお礼を申しあげます。